

霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 12 月 9 日提出

霧島市長 前 田 終 止

霧島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

第 3 条第 2 項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第10号を第 9 号とする。

別表中「福山町福山の一部」の次に「及び始良市加治木町日木山の一部」を加える。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

牧園東部簡易水道事業給水区域拡張に伴い霧島妙見台地区簡易水道事業を廃止するとともに、上水道事業給水区域拡張に伴い新たに始良市加治木町日木山の一部を水道事業の給水区域に加えるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。